

移転候補地周辺の住民の皆さま
周辺自治町内会、商店会等関係者の皆さま

鎌倉市消防本部消防総務課長
鎌倉市総務部公的不動産活用課担当課長

鎌倉地域における消防施設の整備(鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転・統合)について

日頃より、本市の消防救急活動にご理解・ご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、現在消防本部で進めております、鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転・統合計画について、建設候補地周辺の住民の皆さま及び周辺自治町内会、商店会等関係者の皆さまに現在の状況をお伝えすべく、これまでの経過等をお知らせさせていただきます。

本計画の内容についてご確認いただきますとともに、消防施設の適正配置にご理解ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

【消防施設の再編計画】

本市では築 30 年以上の公共施設が 80%を超え、その全ての施設を維持・更新することが困難な状況であることから、平成 27 年 3 月に「鎌倉市公共施設再編計画」を策定し、公共施設の集約化・複合化の検討を行っています。

この状況は消防施設も例外ではなく、再編計画の中で**消防救急活動に支障をきたさない範囲で配置の見直しを行い、消防署・出張所を統合していく方針**としています。

【鎌倉消防署と浄明寺出張所の現状と課題】

＜鎌倉消防署＞

昭和 49 年(1974 年)建設。築 49 年が経過し老朽化が進んでいます。特に海に近い立地のため、コンクリートの中性化等が進んでおり、一部外壁の剥落もある状況です。

また現在地は、津波浸水想定区域に位置しており、災害時の機能維持の観点から、改築等に当たっては津波浸水想定区域外で再整備する必要があります。



＜浄明寺出張所＞

昭和 53 年(1978 年)建設。築 45 年が経過し老朽化が進んでおり、雨漏り等を修繕しながら利用している状況です。また現在地は、土砂災害特別警戒区域(令和3年指定)に位置しており、災害時の機能維持の観点から、改築等に当たっては土砂災害特別警戒区域外で再整備する必要があります。

消防施設は総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」において要件等が定められており、鎌倉市消防では緊急出動の運用実績などから、施設から半径約2.5kmを警戒区域としていますが、現在鎌倉消防署は担当エリアの半分が海であり、浄明寺出張所は市境に近い位置となっています。

このため再整備にあたっては、**消防救急活動に支障をきたさない範囲で、現在2つの施設が受け持つ地区を、1つの施設で受け持つことができるエリアに移転・統合する方針としました。**

【移転候補地域の選定】

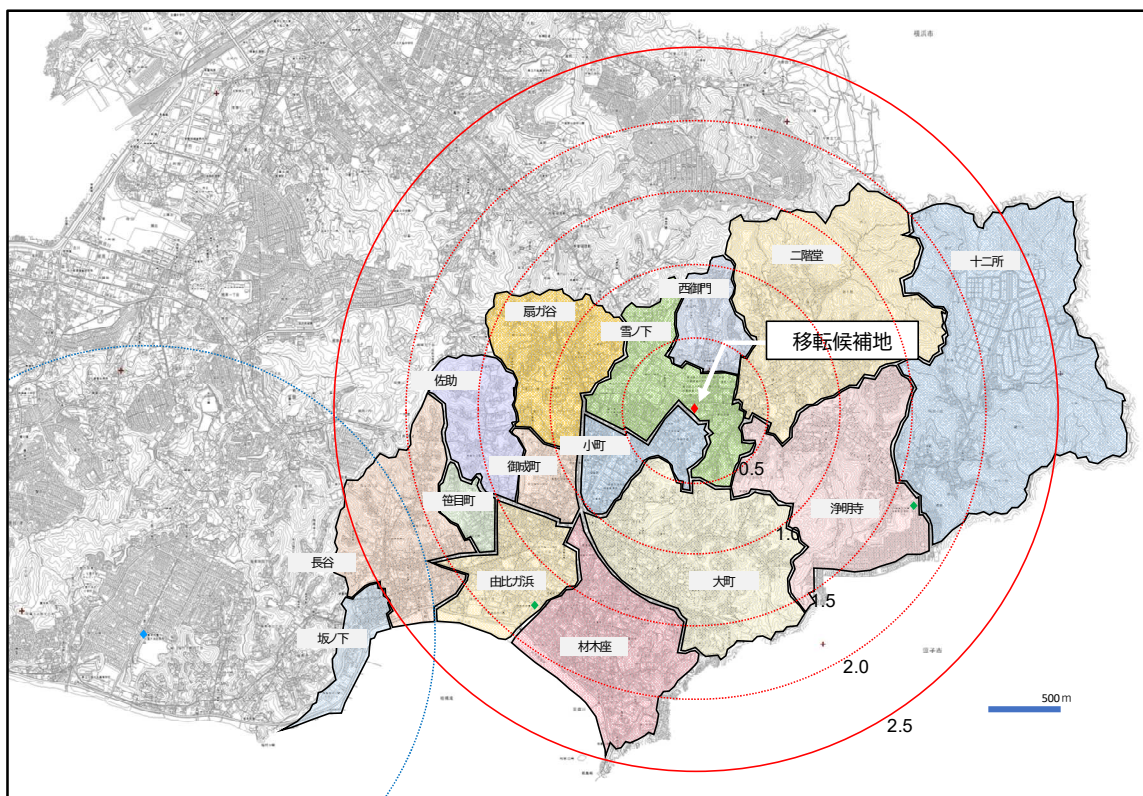
移転候補地域の選定にあたっては、消防施設の全市的な配置を踏まえつつ、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外となること、現在2つの施設が受け持っている地区を1つの施設で受け持つことができるエリアとして、**雪ノ下近辺**が適していると判断し、さらに当該エリアの幹線道路沿いで、岐れ路よりも鎌倉駅側、かつ、より見通しのよい更地の状態の土地を整備対象とすることとしました。

【統合することによる消防活動への影響】

新たに整備する消防施設では、これまで鎌倉消防署が管轄していたエリア（坂ノ下及び長谷の一部を除く）と浄明寺出張所が管轄していたエリアを管轄することを想定しています。

配置が換わることで、遠くなるエリアがあることは事実ですが、鎌倉霊園より東側の、住宅がほとんどないエリアを除いたすべてのエリアが、消防施設の配置の目安となる半径約2.5km内に入っており、移転後も消防救急活動に支障をきたすことはないと考えています。

また、鎌倉市の消防車両は車両動態システムを積載しており、GPSで消防車両の現在地を常時把握し、現場に最も近い車両を選定し出動させる体制を整えています。

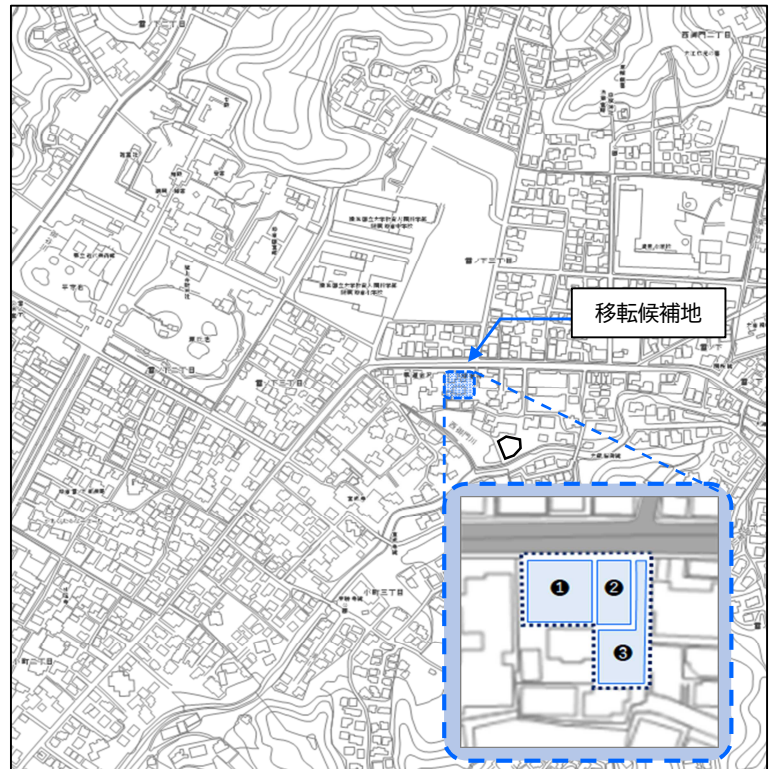


【移転候補地について】

鎌倉消防署及び浄明寺出張所の移転統合について、右図の隣接する3区画からなる更地の土地を移転候補地としています。

当該地については、従前建物があつた右図①の土地が時間貸し駐車場となったことで、ひとまとまりの更地の土地となりました。

雪ノ下近辺の、特に幹線道路沿いにおいては、消防施設の整備が可能となる一定の面積を持つ土地の取得機会は非常に少ないと考えられることから、令和2年頃土地所有者に市への売却等について意向を確認したところ、売却等の予定はないとの回答でした。



しかし、令和3年末に①の土地の所有者が変わり、令和4年4月に中規模開発事業の届出が提出されたことから、急遽、新たな土地所有者に土地利用の意向確認等を行ったところ、市有地との土地交換の協議に応じる意向が確認できました。その後令和4年12月市議会で状況の報告、令和5年1月から地元自治町内会等への説明を開始し、その間並行して土地所有者との協議を行ない、令和5年5月末に、土地交換の契約締結に至ったものです。

また、今回契約を締結した1区画のみでは、消防施設整備のための面積としては不足していることから、適切な規模や機能を備えた施設整備となるよう、隣接する②、③の2区画についても、引き続き取得に向けた協議を進めます。

【今後の予定について】

現在、隣接する2区画の土地(②、③)の取得について、土地所有者と協議を進めています。

移転候補地の取得完了後に、施設の規模・機能等の検討、設計、埋蔵文化財の調査、建設工事等を行うことになるため、施設完成まで少なくとも数年間を要すると考えています。

また土地の取得と並行して、移転候補地周辺の市民の皆さま、鎌倉消防署及び浄明寺出張所周辺の市民の皆さまに順次説明会等を実施させていただく予定です。

※移転候補地の取得状況等により、スケジュールは変更となる可能性があります。

※説明会については、各自治町内会、商店会等にご協力いただきながら実施する予定です。

【鎌倉市内の消防力の確保について】

消防施設を移転・統合するにあたっては、各地域における消防救急活動に支障がないよう、鎌倉市全体の消防力の確保について検討しています。

【これまでにいただいた主なご質問】

Q.もっと早く市民に知らせるべきではなかったか。

A.移転候補地の一部取得が確定する前にお知らせすることができませんでした。令和5年5月末に土地交換の契約を済ませたことから、今後は速やかに市民の皆さまに情報提供等をさせていただきたいと考えています。

Q.出動時等のサイレンの音が心配。

A.法令で緊急車両の走行中はサイレンを鳴らすことが定められており、周辺住民の皆さまには少なからず影響があるものと考えています。ただ近年では耳障りをソフトにした「コンフォートサイレン」や、出動時に音量を調整する「フェードイン・フェードアウト」機能等が搭載された車両もあるため、できる限り周辺の皆さまの住環境に影響がないよう検討していきます。

Q.ほかの候補地はないのか。

A.建設候補地の条件として、「現在2つの施設が受け持っている地区を1つの施設で受け持つことができる雪ノ下エリアとし、岐れ路よりも鎌倉駅側、かつ、より見通しのよい更地の状態の土地」という極めて難しい条件の中、今回これに合致する土地の取得の目処がつけました。今後旧鎌倉地域の消防救急活動を円滑に行うため、当該移転候補地での計画を進めていきたいと考えています。

Q.建物の規模や車両の数は決まっているか。

A.建物の規模や車両台数は検討中です。今後移転候補地がすべて取得出来た後、市民の皆さまのご意見もいただきながら、市全体の配置バランスを考慮し決定していきます。

Q.移転候補地の前の県道は渋滞が多いが問題ないか。

A.消防署の前面道路部分に停止禁止区域である「ゼブラゾーン」を設置します。また緊急車両の走行時においては、道路交通法に基づき一般車両は左側に寄って一時停止するなどして道を譲っていただくことになっています。

旧鎌倉地域は慢性的に渋滞が起きやすい地域ですが、これまでの消防救急活動において、渋滞の影響により大幅な到着遅延が発生したケースはなく、移転後も消防救急活動に支障はないと考えています。

市民の皆様にも様々ご意見があることと思いますが、「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない」ことを目的に公共施設の再編を進めております。本計画においても引き続き丁寧なご説明や情報提供を行って参りますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

鎌倉市消防本部消防総務課総務担当

電話(0467)44-0983

鎌倉市総務部公的不動産活用課公的不動産活用担当

電話(0467)23-3000 内 2567